

「(仮称) 鳥取風力発電事業」及び「(仮称) 鳥取西部風力発電事業」にかかる
環境影響評価方法書に対する意見・確認等
(第 10 回審査会後)

平成 30 年 3 月 23 日 / 環境立県推進課

【総括的事項】

番号	意見の内容
1	各環境項目に係る予測評価は、現時点で想定する事業の諸元の内から各環境要素への影響が最大となる諸元で実施することが必要と考える。 (環境立県推進課)
2	方法書以降の図書では内容の専門性が比較的高くなり、一般の住民等には分かりづらい表現・内容も多くなっていると思われる。 説明会その他の住民等への説明の機会には、分かりやすい表現や説明を工夫すること等により、地域住民に十分理解が浸透するよう努めることが必要と考える。 (環境立県推進課)
3	複数の環境要素に共通するが、調査地点の設定根拠が単一的な記載となっており、どのような検討経過で調査地点の設定がなされているかや、どのような考え方でこの地点数が必要十分と考えたかが図書から読み取りにくいと感じる。 (建設機械・施設の稼働による「騒音」の調査地点、造成等による影響の「水質」の調査地点、景観の調査地点、また前回審査会でも指摘のあった猛禽類の調査地点など) 今後、事業計画の検討により、配置の詳細が定まってくる際に、調査地点の変更・追加等が必要になる場合もあると見込まれるので、調査地点の設定について事業者の考え方を確認したい。 (環境立県推進課)
4	事業実施区域の面積のうち、改変面積はどの程度の割合となる見込みか確認したい。 (審査会委員)
5	およその改変の規模感をイメージするため、現時点で仮として想定している風車や取付道路等の配置設定において見込まれる以下について確認したい。 ・ 拡幅道路、新設道路それぞれの想定総延長および総改変面積。 ・ 風車の設置地点のヤード設置等に伴う想定総改変面積。 (環境立県推進課)

【大気、騒音・超低周波音】

番号	意見の内容
6	騒音調査地点の設定根拠が明確でない。(東部方法書 P316、西部方法書 P309 に記載された設定根拠を見る限り「風力発電機の設置予定範囲に近い地域」であって「風力発電機が視認される範囲」であれば、どこでも(人が住んでいない地域であっても)よいように読める。騒音等の影響の検討が必要な“集落等の代表点”を選定したのではないのか。) (水・大気環境課)
7	東部方法書 P317 の「騒音 6」は風車想定設置位置から距離 1km の地点を設定しているが、環境保全上配慮が必要な施設である明治小学校との距離は 0.7km (P145) の位置に存在している。また、西部方法書 P310 の「騒音 11」は風車想定設置位置から 1.2km の地点を設定しているが、江府中学校が 1.0km の位置 (P136) に存在している。調査地点の選定にあたっては環境保全上配慮が必要な施設近傍を選んでいないようだが、適地がなかったことから選定しなかったということか。 (水・大気環境課)

8	<p>東部方法書 P310、西部方法書 P303 において「4. 調査地点」は「対象事業実施区域及びその周囲の 12 地点（ないし 11 地点）」と示されている。これは、現地調査は受音点として示された 12 地点（ないし 11 地点）だけでなく、対象事業実施区域内において幅広く調査を実施するとも読めるが、そのような理解でよいか。</p> <p>また地表面調査も 2 季だけか（樹木の繁殖期と落葉期、積雪期等で大きな違いはないか？） （水・大気環境課）</p>
9	<p><東部案件>現地調査及び予測地点（大気、騒音）の多くは、工事関係車両の主要な走行ルート沿い A, B の 2 地点となっているが、A, B の 2 地点を通過しない事業実施区域南側の道路からの搬入も見込まれるのではないかと。今後の工事計画によっては、工事関係車両の主要な走行ルートが増えると考えますが、その場合はどういった対応をとるのか（現地調査及び予測の追加等）。 （水・大気環境課）</p>
10	<p><東部案件>騒音の予測評価について、近隣の風力発電施設との複合影響等を予測に入れていない理由は何か。（配慮書経産大臣意見 1（3）、配慮書県知事意見 1（7）への考え方） （水・大気環境課）</p>

【水環境、地下水】

番号	意見の内容
11	<p>東部方法書 P319、西部方法書 P312 の濁水にかかる「予測の基本的な手法」で、「～定性的に予測し、…」とあるが、「～定量的に予測し、…」の誤りではないか。 （審査会委員）</p>
12	<p>事業実施区域内の降雨量の推定方法は方法書に示されていないが、どのように把握する考えか確認したい。</p> <p>また、濁水を含む降雨流出の発生は、雨、土壌、地形勾配、植生などが複合的に関連し、それぞれをバランスよく把握して予測することが必要と思うが、その点を踏まえた予測の方針について確認したい。（審査会委員）</p>
13	<p>水環境の現地調査の手法が「冬期を除く 3 季について、各 1 回（平水時）行う。」とされているが、流量調査と濁度調査は連続で（例えば通年で）調査を行うべきではないか。 （東部方法書 P319、西部方法書 P312 参照）（審査会委員）</p>
14	<p>流域への影響を考えると、流域で見た場合には影響が小さいと予測された場合でも、流域内の一部の小流域ごとに見た場合に大きな影響が予測される場合があるのではないかと。そのような小流域への影響について、どのように予測・評価していく方針か確認したい。 （審査会委員）</p>
15	<p>東部方法書 P18、及び西部方法書 P18 で「（8）残土に関する事項」について、「土捨場の設置を検討する。」とあるが、残土処分手法によって土砂流出を発生させないよう適切に設計・施工・管理を行うことを明示すべき。（土砂の崩落・流出による災害が隣接地・周辺地域において生じないための地盤改良、擁壁の設置や、法面における法面工・排水工等の対策の検討など。） （治山砂防課）</p>
16	<p>風車を建設予定地の尾根に運搬するには、急峻な斜面に道路を付けねばならないので、かなりの面積の森林を伐採する必要があると思われる。濁水対策は未定ということであるが、道路建設中、及び建設後に土砂崩れ等により、濁水が川に流れ込む危険度はかなり高いのではないかと。なるべく早く具体案を提出していただき、影響が評価できるようにして欲しい。 （審査会委員）</p>

17	<p>工事のために設置した沈砂池は、工事終了後はどのようにするのか確認したい。（埋め戻すことになるのか。）</p> <p>（審査会委員）</p>
18	<p><東部案件>前回審査会では湖山池に流入する河川が調査地点から漏れているとの指摘があったところ。そのような河川への影響があり得るなら、湖山池そのものも調査対象とすべきではないか。特に漁業者との調整においても湖山池での調査実施の有無は重要な要素になり得る。</p> <p>（審査会委員）</p>
19	<p>現段階で沈砂池の設計場所や規模が未確定のため、沈砂池の構造や処理能力、設置位置及び調査方法等を検討し、影響範囲の予測及び評価を行うこと。また、事業計画が具体化する過程において、適宜、環境保全措置を見直しするなど適切に対応すること。</p> <p>（水・大気環境課）</p>
20	<p>前回審査会での質疑で、地下水への調査について「観測井戸をもうけることは考えていない」との見解を示されているが、工事による井戸水位や水質への影響を確認するために既設井戸の水位等をモニタリングする調査は必要ではないか。</p> <p>（審査会委員）</p>
21	<p>風力発電機の基礎の設置等により地下水の水質や量に影響が出る可能性があり、また、自然由来の重金属等の有害物質を含む土壌による汚染を防ぐ必要がある。対象事業実施区域の周辺には水道水源が複数存在していることを踏まえ、地下水の利用状況を把握した上で、事業実施による地下水への影響を予測・評価する手法について検討すること。</p> <p>また、土壌の形質変更する場所については、表層のみならず、風力発電機の基礎を設置する深度の地下の地質や含有する重金属等の有害物質についても十分に把握し、適切に対応すること。</p> <p>（水・大気環境課）</p>

【地形・地質、風車の影】

番号	意見の内容
22	<p>尾根まで道路をつけるので、かなりの数の谷埋め盛土をされると思う。谷埋め盛土の崩壊は、特に地震時に多く発生し社会問題となっているところ。地震時の安全性をどのような検討や工法により担保されるのか、現時点で考慮されていることを示してほしい。</p> <p>（審査会委員）</p>
23	<p>風車の影の保全措置として取り得る手段としては、風車の配置の検討と、影が影響を及ぼす時間帯において風車を停止するといったことが考えられると思うが、それ以外にも取り得る保全措置はあるか。</p> <p>また、評価手法として、ドイツの指針値（影響時間 30 分/日を上限）を参照値として評価することとされているが、一時的な風車停止によって影響を低減することができるのであれば、影響を回避することも可能と思われるがどうか。（参照：東部方法書 P326、西部方法書 P316）</p> <p>（環境立県推進課）</p>

【動物・植物・生態系】

番号	意見の内容
24	<p>鳥取はちょうど南限北限といった鳥の種類が切り替わる面白い地点にあると聞いたがどうか。</p> <p>鳥類の調査期間（春夏秋の3季）は、そのような点を踏まえて十分な期間となっているか確認したい。（審査会委員）</p>

25	<p>東部案件について、事業実施区域の一部の河川は湖山池に流入している。湖山池には漁業権が設定されており湖山池漁協に免許されている。また西部案件について、日野川には漁業権が設定されており日野川水系漁協に免許されている。事業実施にあたり、湖山池漁協や日野川水系漁協に十分な説明をお願いします。また、具体的に風車設置場所がまだ決定されていないが、湖山池や日野川の水産生物に影響がないよう工事にあたっての土砂流出及び濁水防止、工事完成後の土砂流出防止対策をお願いします。（水産課）</p>
26	<p>前回の審査会で配布されたスライド資料（東西とも）によれば、環境DNA調査は1回実施となっているが、1回で十分とする根拠を確認したい。（審査会委員）</p>
27	<p>広範囲な森林の伐採が必要な事業であるので、猛禽類や哺乳類といった食物連鎖上位の種については営巣地だけでなく、採餌場所がその範囲に含まれているかどうかの検討も必要である。採餌場所が広範にわたる場合には、事業規模の縮小が求められる。（審査会委員）</p>
28	<p>特に西部については、登山道もなく、生物相の調査も詳細には行われていないと考えられる。植生図が現状を反映しているかの確認からはじめ、道路、及び風車の建設地における植生の調査と、それに合わせた動物相の調査をするべきではないか。草本の希少種などは、限られたところにしか出現しないので、建設場所について植物の分布状況の確認が必要である。（審査会委員）</p>
29	<p><東部案件> 鷲峰山鳥獣保護区の一部が事業実施想定区域に含まれるが、当鳥獣保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るために狩猟が禁止される保護区に指定していることを考慮していただき、現地調査等を実施し、動物への影響を回避していただきたい。（緑豊かな自然課）</p>
30	<p><東部案件> 動植物、特に鳥類は、専門家等へのヒアリング結果で、事業実施想定区域はイヌワシ（クマタカ）の生息情報があり、事業実施想定区域の周辺では渡り鳥の越冬地の情報が得られている。現地調査の際には、調査時期や調査地点を充分考慮して実施いただきたい。（緑豊かな自然課）</p>
31	<p><西部案件> 動植物、特に鳥類においては、専門家等へのヒアリング結果で、事業実施想定区域にクマタカが生息していると考えられていることや、オンドリ等渡り鳥の越冬地であることを考慮し、現地調査の際には、調査時期や調査地点を充分考慮して実施いただきたい。（緑豊かな自然課）</p>
32	<p>森林法第25条及び第25条の2の規定により指定された保安林の区域に、アクセス道の開設（幅幅を含む。）及び発電関連施設の設置計画（以下「開発計画」という。）が確認されるが、開発計画は保安林以外の区域で検討すること。</p> <p>保安林の解除は、同法第26条及び第26条の2各号に規定のとおり、「保安林の指定理由の消滅」または「公益上の理由によりやむを得ない必要が生じたとき」のみに限定されており、本件の開発計画が二の解除理由のいずれにも該当しないと判断されるため。</p> <p>（西部案件については、図面上第25条の2の規定により指定された保安林が含まれるかはっきりとは確認できないが、開発計画に当該保安林が介在する場合は適用を受けることとなる。）</p> <p>（森林づくり推進課）</p>
33	<p>（番号31の意見に関係して）上記の保安林以外の区域の森林であっても、森林法第10条の2各項各号の規定による許可（開発行為の許可）が必要なため、開発計画が具体化していく段階において、東部案件については東部農林事務所八頭事務所農林業振興課（または県庁森林づくり推進課）、西部案件については西部総合事務所農林局及び同日野振興センター日野振興局農林業振興課（または県庁森林づくり推進課）と協議すること。</p> <p>（森林づくり推進課）</p>

【その他の意見】

番号	意見の内容
34	この度の環境アセスメント調査を受託する日本気象協会がこれまでに実施した環境アセスメントの調査実績について確認したい。また、そのうち風力発電に係るアセスメント調査についての実績はどうか。（審査会委員）
35	東部・西部とも雪が多い地域と見込まれる。降雪・積雪により①工事の実施、②風車の稼働、③風車のメンテナンスの対応それぞれに影響があり得ると思う。現時点でそれぞれについてどのような影響を想定しており、どのような対応をとる考えか確認したい。（審査会委員）
36	今回計画の風車はかなり大きいと聞いている。最近も他県で風車の羽が折れる事故があったが、事業者としてそのような事故をどのように考えているか。（審査会委員）
37	南部町に風車を建設しないため、境界にそって尾根または稜線より標高が低いところを予定地点としている。どのくらいローターが尾根より上となるかはわからないが、期待される発電量は確保できるのか？ 通常、よりローター位置が高いほうが乱流などの地面の影響が小さくなるので望ましいかと思うが、検討されて問題ないと判断されていると思うので、その背景をわかりやすく説明していただきたい。（審査会委員）
38	<西部案件>電波伝搬防止区域内（古峠山）の計画であるため、総務省と協議してください。 （問い合わせ先：中国総合通信局無線通信部陸上課 広島市中区東白島町 19 - 36 電話 082-222-3364） （西部総合事務所生活環境局）

【図書への指摘】

番号	意見の内容
39	東部方法書 P198 第 3. 2-45 表、西部方法書 P186 第 3. 2-47 表「関係法令等による規制状況のまとめ」に鳥取県条例の指定等の有無が掲載されていない理由は何か。 例えば東部方法書 P169、西部方法書 P157 において県公害防止条例による深夜騒音に言及しているが、前述の表には記載がない。（水・大気環境課）
40	<東部案件>東部方法書 P272 と P273 に同じ内容が掲載されており、経済産業大臣意見 2（2）～（6）までの掲載が漏れていますので、修正してください。 （水・大気環境課）